

特定非営利活動法人のこたべ
理事長 平島 美紀江 様

札幌市長 秋元 克広



市民への説明の要請について

貴法人に対しましては、令和 4 年 8 月 2 日付け札幌自治第 7099-1 号「特定非営利活動促進法第 41 条第 1 項の機規定に基づく報告徴収について」(以下「前回通知」という。)により、特定非営利活動促進法(以下「法」という。)第 28 条の 2 及び定款第 37 条に違反する疑いについて、法第 41 条第 1 項に基づく報告徴収を実施し、貴法人より 2022 年(令和 4 年)8 月 15 日付けで「特定非営利活動促進法第 41 条第 1 項の規定に基づく報告」(以下「報告書」という。)が提出されました。

当該報告書において、貴法人は法第 28 条の 2 及び定款第 37 条に違反する事実があることについて認めているものの、報告書に記載された内容については、事実との相違や説明に不足があり、法令及び定款を遵守するために今後取るべき法人運営上の改善点など、貴法人に対し報告を求めた事項について明らかにされない点があったため、貴法人は、令和 4 年 8 月 26 日付けで法第 41 条第 1 項に基づく報告徴収を再度受けることとなりました。

つきましては、「札幌市における特定非営利活動促進法の運用方針」に基づき、下記のとおり市民への説明を実施するとともに、実施状況及び説明内容等について、札幌市まで書面により報告するよう要請いたします。

市民への説明は、特定非営利活動法人自らが積極的に情報を公開することによって市民の信頼を得て、市民によって育てられるべきであるとの法の主旨に鑑みて実施するものです。

そのため、この要請及び札幌市に提出された文書は、市民間の情報共有及び所轄庁における手続きの透明性の確保の観点から、本市ホームページ上に掲載することを申し添えます。

なお、期限を過ぎて報告がなかった場合にもその旨を掲載し公表いたします。

記

1 市民への説明要請の対象となる事案

定款第 37 条に定める方法により貸借対照表の公告を実施していないこと

2 市民への説明を要請する内容

- (1) 令和 4 年 8 月 26 日付け札幌自治第 7117-1 号「特定非営利活動促進法第 41 条第 1 項の規定に基づく報告徴収について」により、所轄庁から報告を求められた事項
- (2) 上記(1)により、所轄庁に対して行なった報告の内容

3 市民への説明の実施方法

市民への説明は、特定非営利活動法人が自主的に実施されるべきものですので、実施方法は貴法人にお任せいたします。

参考例として以下に実施方法を記載いたします。

<方法例>

- ・貴法人の「主たる事務所」に、誰でも閲覧、謄写可能な状態で説明文書を備え置く。
- ・貴法人が運営するホームページに説明文書を掲載する。
- ・適切な人数を収容できる会場における説明会の実施(実施の内容をあらかじめ周知しておくことが望ましいと考えられます)。

また、上記の方法のほか、令和 4 年 8 月 26 日付け札幌自治第 7117-1 号「特定非営利活動促進法第 41 条第 1 項の規定に基づく報告徴収について」により、貴法人が本市に提出する報告書を、本市の「市民への説明要請の対象となっている法人について」のホームページに掲載すること

で代替することも可能です。なお、この場合は令和4年9月12日（月）までに当該報告書を提出のうえ、本市ホームページに当該報告書を掲載することで市民への説明実施の代替としたい旨を当課あて令和4年9月14日（水）までにご連絡ください。※下記5の報告書面の提出も必要です。

- 4 市民への説明実施の期限
令和4年9月19日（月）まで
- 5 市民への説明の実施状況及び説明内容に係る本市への報告書面の提出期限
令和4年9月26日（月）まで（必着）
- 6 上記5の提出先
〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市市民文化局市民活動促進担当課NPO法人担当係
（担当：土田・石橋、TEL：011-211-2964 FAX 011-218-5156）